

豪雪農業被害への支援策改善を国に要望

日本共産党県議団は3月27日、2月の大雪被害に対する農業者の支援対策について、井上さとし参議院議員とともに農水省担当者からの説明を受け、農業関係者の要望を届けました。日本共産党長野県委員会雪害対策本部長の唐沢ちあきさん、事務局長の山口典久さん、毛利栄子、備前光正前県議、水野力夫県議予定候補者も参加しました。対応した農林水産省の担当者は、農家の皆さんが農業を継続できるよう、柔軟な支援をしていくと回答しました。具体的な内容は以下の通りです。



現状に合わない国の基準の見直しを

Q. 倒壊した農業用ハウスの撤去費用は、農業者の負担にならないよう「国の基準の範囲内」で全額公費負担となっているが、4段階になっている国の基準が現場の実情に合わない。基準を見直してほしい。

回答 山梨県のブドウ農家からも同様の要望があり、現地視察をした西村副大臣からも、現地で基準見直しの要望を受けており、検討してほしいという指示があった。実は現在検討中で、近く結論が出せると考えている。大きく動く可能性もあり、検討中である。なお、解体、撤去のためにパイプカッターなどを購入した場合は、撤去費用に含める。

見積書、領収書の扱い

Q. 農業用ハウスの撤去、修繕、再建の補助金申請に必要な書類について、被害状況のわかる写真や撤去の作業などを行なった日付、作業を行なった者、費用の額、発注書、納品書、請求書などのほかに、「見積書は3社以上から取らなければならない」、「領収書も必要」という説明もある。地方ではそもそも業者が1社しかないところや、いったん支払うお金が用意できないという声もあり、実情に合わない。

回答 税金での支援であるための適正な価格という点で、複数の業者の見積もりが望ましいとしているが、適正な価格であることの説明が出来れば、実情に合わせて1社でも可能。また、実際に大雪被害にあって、撤去、修繕、再建が必要になり、それらの作業を実施したことが証明されれば良いので、領収書は無くても良い。今後、基準の見直しの検討もされた後、必要な対応をしていくので、さかのぼっての支援はするので、とにかく、早く撤去、修繕、再建の作業を進めてほしい。

(裏面につづく)

規模を縮小する場合は支援対象になるか

Q. 農業を継続するための支援であり、原状回復が原則ということだが、借金が残っている場合もあり、とりあえず規模を縮小してハウスを再建し農業を継続するという場合も支援の対象にしてほしい。

回答 農業継続のための支援であるため、規模縮小の再建でも今回の支援の対象になる。

応急処置の後、ハウスを再建する場合

Q. 全面倒壊ではないため、とりあえず応急処置的な修繕をしてハウスを使用し、一段落したら撤去、再建する場合も支援の対象になるか。

回答 同じハウスに重複の支援は出来ないので、応急処置の修繕は自己負担で行い、その後の撤去、再建は支援の対象に出来る。ただし、あくまで今回の支援は26年度事業なので、26年度中に実施した場合に支援対象となる。

農業共済について

Q. 農業共済が適用になった場合、その分は支援の対象にはならないのか。もし、そうならば、農業共済に加入していることの恩恵が無くなる。

回答 農業共済の費用の半分は国が出しているため、共済給付の半分は国が支援しているという考え方で公的支援の費用算出の計算はするが、加入者が掛け金を払っていた分の恩恵はある。

Q. 災害時の農業共済のあり方について、共済だけでは限界があり、抜本的な見直しをしてほしい。

回答 現在農林水産省として、抜本的な見直しを検討している。

◆今回の支援策は従来の枠を超えたものとなっていますが、日本共産党県議団は、被害にあった苗の確保をはじめとする市町村が行う支援事業に、県が半額を支援する対策も含め、いっそうの支援の充実を求めています。

日本共産党長野県議団ニュース 2014年3月30日発行

発行／日本共産党長野県議団 長野市南長野幅下 692-2 長野県議会日本共産党控室

TEL：026-237-6266 FAX：026-237-6322 ご意見・ご要望をお寄せください。